

申 請

平成23年5月24日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

菅 直人 殿

福島県知事

佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に
基づく平成23年5月1日付け指示に関し提出した平成23年4月27日付け
申請中別紙3（解除後の検査計画及び出荷管理）を別紙のとおり変更する。

主な変更点

4 解除後の出荷管理等

(3) 酪農家及び乳業への指導

- ③ 出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動した牛から産出する原乳の扱いについて、一定の条件を満たす場合にあっては、出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動した乳用牛からの原乳の出荷を認めることとした。

解除後の検査計画及び出荷管理

- 1 「考え方」における乳の取扱・・・解除後も定期的に試料の採取・分析を行い、結果を公表する。
- 2 福島県での取り組み
 今回解除した地域の原乳は、川俣町の区域については県北の乳業工場に出荷する。南相馬市については既に解除となった相馬市、新地町と併せて本宮ＣＳ３へ集荷後出荷する。今後定期的に検査し、出荷制限措置が引き続き担保されるよう以下の取組を行う。
- 3 解除後の検査計画
 - (1) ＣＳ等の単位での定期的な検査
 基本的に毎火曜日に定期的な検査を実施する。
 - (2) 検査機関
 千葉県財団法人日本分析センターまたは、福島県原子力センター福島支所
 - (3) 定期検査時の原乳の取扱い
 定期的検査の際、試料採取には県の職員も立ち会い、検査結果が判明するまでＣＳ等で保管・管理する。規制値を下回る検査結果が判明した後、県職員の確認後、原乳の出荷または製品の製造を開始する。
 - (4) 検査の結果規制値を上回った場合
 保管・管理している原乳は県職員の立ち会いのもと廃棄する。出荷制限の要否が判断されるまで当該ＣＳ等に属する市町村からの原乳の集荷（他のＣＳ等への集荷も含む）を自粛する。
- 4 解除後の出荷管理等
 - (1) ＣＳ等での出荷数量等の把握
 ＣＳ及び乳業工場は受け入れた原乳に関して、出荷者名と出荷量を確認し、それを県に報告する。また、ＣＳは、原乳を乳業工場へ出荷した場合、出荷先の乳業工場及び出荷量について県に報告する。
 - (2) 原乳を全量乳業工場で処理できない場合
 乳業工場が原乳をすべて処理できない場合、県が指示する県内の乳業工場へ出荷するとともに、当該乳業工場へのお荷量及び用途について県へ報告する。乳業工場は、当該地域の原乳を使用し脱脂粉乳を製造する場合は、出荷する前に全ロットの検査を行い、規制値を下回ることを確認した上で出荷する。

(3) 酪農家及び乳業への指導

① 適正な家畜の飼養管理の徹底

県は、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成 23 年 3 月 19 日 22 消安第 9976 号、22 生畜第 2385 号消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)を再度酪農家に周知するとともに、関係団体と協力して飼養管理に係る巡回指導を実施する。

② 解除地域以外の酪農家への周知徹底と廃棄の確認

解除地域以外の酪農家に対して、生乳廃棄を引き続き周知するとともに集乳をしていないことと原乳の廃棄が行われていることを団体等が県に報告する。

③ 出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動した牛から産出する原乳の扱い

原乳廃棄の実効性を担保するため、酪農家及び関係者が出荷制限解除地域の酪農家が県内制限地域から搾乳を目的とした乳用牛を導入することを把握した場合は、県に通報するよう指導するとともに、原乳の出荷制限が解除されるまで、当該移動牛からの原乳の出荷は行わないよう出荷制限解除地域の酪農家を指導し、域内酪農家の乳量を確認する。

ただし、以下の a 及び b を満たす場合にあっては、出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動した搾乳牛からの原乳の出荷を認めることとし、認める場合には県がその旨を公表する。

a 約 1 週間ごとに、移動前の牛から搾乳した原乳を合乳したもの(又は県内の出荷制限解除地域に移動させた後の牛から搾乳した原乳を合乳したもの)について、それぞれの合乳単位で検査を行い、3 回連続して暫定規制値(放射性ヨウ素にあっては 100Bq/kg)以下となること

b a の検査の際に同時に原乳を採取した搾乳牛から出荷される原乳はすべて、事前に県と協議した特定の C S 等へ出荷すること

なお、初妊牛及び乾乳牛を出荷制限地域から出荷制限解除地域へ移動させ分娩後に原乳の出荷を行う場合には、出荷する特定の C S 等を事前に県と協議し、移動した農場で移動前の農場単位で最初に分娩した移動牛から生産された原乳が 3 回連続して暫定規制値(放射性ヨウ素にあっては 100Bq/kg)以下であることを県に報告した上で、移動牛の原乳の出荷を開始する。

④ 乳業への周知と報告

県内乳業及び近県の乳業者に対して、解除地域以外の地域での出荷制限は継続していることを再度周知し、県内乳業者は、受入している原乳の原産地と受入量を毎日県に報告する。

(4) 県と関係者との情報の共有

県全域での出荷制限の解除までの間、県と関係団体で構成する連絡会議において、情報の共有化と周知徹底を図る。

また、県は消費者、流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、乳業と協力し、HP 等で市場で流通している製品は、出荷制限地域の原乳は使用していないことを周知することとする。